

平成28年 6 月20日

魚沼市議会議長 浅 井 守 雄 様

総務委員会

委員長 遠 藤 徳 一

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他
- 2 調査の経過 6月20日に委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務について調査を行った。
所管事務調査については、議会報告会の総括及び要望等事項の取り扱いについて及び今後の委員会活動について協議した。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、防災行政無線移動系デジタル化工事の契約締結について、執行部より説明を受け、質疑を行った。

総務委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第 54 号 魚沼市文化会館条例の一部改正について
- (2) 議案第 55 号 魚沼市議会議員及び魚沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第 56 号 魚沼市自然環境保全条例の制定について
- (4) 議案第 62 号 財産（救助工作車Ⅱ型）の取得について

2 調査事件

- (5) 所管事務調査について
 - ・議会報告会の総括及び要望等事項の取り扱いについて
 - ・今後の委員会活動について
- (6) 閉会中の所管事務等の調査について
- (7) その他
 - ・防災行政無線移動系デジタル化工事の契約締結について

3 日 時 平成 28 年 6 月 20 日 午前 10 時

4 場 所 広神庁舎 301 会議室

5 出席委員 富永三千敏、岩井富士夫、大平栄治、遠藤徳一、大屋角政、森山英敏
(浅井守雄議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 大平市長、角家総務課長、佐藤市民課長、羽鳥環境課長、栢沢消防長

8 書記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

9 経 過

開 会 (10 : 00)

遠藤委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会します。本委員会に付託されました議案について審査願います。

- (1) 議案第 54 号 魚沼市文化会館条例の一部改正について

遠藤委員長 日程第 1、議案第 54 号 魚沼市文化会館条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市民課長 ございません。

遠藤委員長 それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

大屋委員 もう一度確認ですが、23 ページの対照表にある「館長は、上司の命を受けて文化会館の」とありますが、この上司とは、どういう方をいうのですか。

佐藤市民課長 直属の課長ということになります。市民課長です。

大屋委員 その次に「各種事業の企画、運営、その他必要な事務を行い」とあり、それと指揮監督という形で、私もその審議委員会に入ったことがあるので、大体わかるのですが、そういう各種事業の企画も含めて行うということに、指定管理に仮に決まった場合には、そういうふうになりますでしょうか。

佐藤市民課長 ここで言っている各種事業の企画等は、今の魚沼文化自由大楽の事業という形になりますし、指定管理後につきましては、指定管理者の決めた館長において、こういった形でお願いをしていただくという形になります。

岩井委員 指定管理の期間ですが、期間が確か指定管理の場所によっては 5 年とか、話し合いの中で 10 年とか、いろいろあると思うのですが、一応期間はどのくらいに考えているのでしょうか。

佐藤市民課長 通常であると 5 年間というところが一般的ですが、文化会館につきましては、芸術文化という特殊性もあり、また継続性も大切ということで、第二次総合計画の終期に合わせまして、仮に来年度からになると、9 年間という形でお願いします。

森山委員 確認ですが、条例でも廃止していますので、多分そうなると思いますが、今まで館長は市長が任命する非常勤職員ということなんですけど、今度は、指定管理者の中で館長を出すということでよろしいですね。

佐藤市民課長 指定管理者の中で館長に当たるという方を選任していただくという形になるかと思います。

遠藤委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 54 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 54 号 魚沼市文化会館条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第 55 号 魚沼市議会議員及び魚沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

遠藤委員長 日程第 2、議案第 55 号 魚沼市議会議員及び魚沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

角家総務課長 特にございません。

遠藤委員長　それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定しました。これから、議案第 55 号について採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 55 号　魚沼市議会議員及び魚沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（３）議案第 56 号　魚沼市自然環境保全条例の制定について

遠藤委員長　日程第 3、議案第 56 号　魚沼市自然環境保全条例の制定についてを議題とします。執行部から補足説明ありませんか。

羽鳥環境課長　ございません。

遠藤委員長　それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

富永委員　第 2 条の文言ですが、「全ての者は、自然環境を享受する」とありますが、自然環境を享受するというのは、ちょっと違和感があって、自然環境の恩恵だとか恵沢だとかいう言葉が入らないとおかしいと思うのですがいかがですか。

羽鳥環境課長　享受といいましても、魚沼市におきましては、魚沼市自然環境都市宣言をしております。その中で、私たちは自然と調和をし、健康で快適な生活を営む権利を有するとともに、この豊かな自然を未来に生きる子どもたちに引き継ぎながら、引き継がなければならないというものがありますので、そういう享受というものを含めて、そういう言葉を使わせていただいております。

富永委員　言わんとするところはわかるのですが、条例の文章としては、やはりここは恩恵とか恵沢という言葉がないと違和感があります。同じ第 2 条ですが、「自然環境の保全は」は、ない方がいいのではないか。あると文章がおかしくなると思うので、そこは削除するべきと思うのがいいか。

羽鳥環境課長　少ししつこい表現だと思うんですが、市といたしましては、自然環境の保全という言葉強く訴えたいということから、そういう言葉を前のほうにもってきて、それだけではなく、生活を営むためにも欠かせないことであるとの表現もさせていただいた次第です。

富永委員　主語、述語の関係からすると、これはどうも変かなと思っています。削除しないとうまくないと思います。もう一点、第 13 条第 1 項第 10 号のアです。これは、本会議でも質疑がありました。出力が 30 ワットということは、入力はその以上のワット数になるので、非常にうまくないということと、出力が 30 ワットという、ものすごいエネルギーなので、これは入力か消費電力にするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

羽鳥環境課長　確かに同じ消費電力でも出力でも光源の種類によって、白熱電球だとか蛍光灯だとか LED だとか、そういうものは発光効率によりまして明るさに違いがあるというのは確かです。照明器具にはルーメンという表示もありますが、表示のないものもあります。その中で、一定の線を引くという意味で出力という言葉を使わせてもらいましたが、

その件につきましては、本会議でも質問があったわけですが、規則のほうで消費電力という表現を定めまして、やっていきたいと思っております。確かにLED照明であれば、同じ消費電力であっても明るくなるということが懸念されるわけですが、意外とLEDというのは虫が好む種類の光が少ないというのもありまして、あまり昆虫採集には向かないということもあって、大きな影響はないのではないかと考えております。

富永委員　そこらの認識が自分と違うのですが、確かにLEDの出す光の周波数と、白熱灯、蛍光灯、違います。虫が寄ってくる、寄ってこないというのがありますが、現在のところはLEDのほうに寄ってこないと言われてはいますけれども、今後、こういったものが出るかもしれませんし、そこをどう捉えるのでしょうか。

羽鳥環境課長　確かに技術は日進月歩でありますので、その段階になりましたら規則等で改めていく必要があるのではないかと考えております。我々は専門家ではありませんが、聞いた範囲で条例をつくらせていただきました。

遠藤委員長　富永委員については、条例の訂正または修正を求めているところもあるわけがありますし、執行部のほうは、その時折またやりながら、附則として追記していったり、また訂正箇所が出れば条例改正ということの中で対応していきたいというやりとりになり、質疑という体をなさなくなってくる可能性がありますので、修正の動議を出す用意があれば休憩を取りますので、準備できますか。

富永委員　文書ではつくってありません。

遠藤委員長　正式には修正動議ということでお願いすることになります。しばらくの間、休憩とします。

休　　憩（10：16）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（10：18）

遠藤委員長　休憩を解き会議を再開します。富永委員の動議については保留とし、ほかの委員の質疑のあとに取り扱うこととします。ほかに質疑はありませんか。

大屋委員　第9条で、保全地区及び保護動植物等の指定の部分ですが、これについては、2項に環境基本条例の中の環境審議会の意見を聞いて定めるということですが、この環境基本条例の中で定めるということになると、この条例が通ったら年度内くらいに会議が開かれて、どこを指定区域にするかという審議をするわけでしょうか。

羽鳥環境課長　環境基本条例はすでにある条例です。その中で環境審議会は設置されておりますので、指定する地区が出た段階でその審議会の意見を聞くという意味であります。

大屋委員　その指定については、環境課が調査をして指定をするということになるのでしょうか。

羽鳥環境課長　そのとおりであります。我々職員が指定をするというよりは、自然環境保全調査委員会があり、自然環境保全調査があります。その結果を見て、自然環境保全調査

委員会の意見を聞いたうえで、最終的に環境審議会の意見を聞いて決定をする、という段階です。その前段といたしましては、地元の理解も必要でありますので、地元の了解も得るという形になります。

大屋委員 区域の決め方については、大体わかりました。次に第 19 条の罰則があります。これについては、手順としてはどういう形、そういう違法者が見つかった場合、どうい手順で行うのか、市が直接、罰金を科すということはできないと思いますので、そこら辺の手順はどうでしょうか。

羽鳥環境課長 罰則規定は、警察や検察の独自の捜査や、市等からの告発が発端となりまして、検察官の起訴を経て、裁判官が刑事裁判において量刑を定めるということになると思います。

大屋委員 そうした場合には、刑事告発とかいろいろ告発をすると、裁判になって、そこで審議されて、最終的に 50 万円以下だとか、ここにいろいろ書いてありますけれど、その範囲内で罰金あるいは懲役というのにも入っていますけれど、それが決められるというふうに理解してよろしいですか。

羽鳥環境課長 そのとおりです。

大屋委員 そうしますと、そこら辺がこの条例を読んだだけでは、一般的にはなかなか罰則を科す手順がわからない、ある程度そういった文言も加えたらどうかと思いますが、そういう点ではいかがでしょうか。

羽鳥環境課長 確かに、細かく指定していけば、わかりがいいと思いますが、これは魚沼市が初めてつくる条例ではありません。これらに類似した法律や条例等もありますので、それらを参考にしながらつくらせていただいたということでもあります。

大屋委員 最後になりますが、附則のところの「自然保護協力員 年額 7 万円」が今回追加されるわけですが、自然保護協力員はどういう仕事、年間の回数及びその仕事の内容について、どうお考えになっているのですか。

羽鳥環境課長 具体的にどんなことをというのは、これから考えたいと思うんですが、基本的な考え方として、地区が指定された場合、その 1 地区に対しまして 1 名程度お願いしたいということと、その中でパトロール等をしていただき、身分としましては我々職員と同じように中止命令をすることもできる立場ということで、身分証明書等も携帯した中で活動していただくというふうに考えております。

大屋委員 私の感想ですが、そういう重要な任務があるわけですので、年額 7 万円というのは、非常に安いような感じがしますが、その点はいかがですか。

羽鳥環境課長 安いか高いかというのはあれなんです、ほかの事例も見まして 7 万円程度と設定させていただきました。

大屋委員 年に何十回見回りをするとかをもとにした中で、年額等を決めていかないとならないのではないかと。ボランティア精神がいっぱいある人であれば、これで受けてくれるかもしれませんが、非常に重要な任務もありますので、そういう点では今後はそこら辺も含めて検討を願いたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

羽鳥環境課長 地区指定をしたエリア、範囲の大きさにもよろうかと思ひます。我々考へているのは、現時点では、そんなに膨大なエリアを指定するということは考へておりません

ので、そのエリア内であれば今のところこの程度というお話をさせていただきますが、今後、エリアや種類によっては、膨大な量が出てくるかもしれません。そのときには検討させていただきたいというふうに思っています。

岩井委員　これは、通報という形かもしくは自然保護協力員が発見した場合に限るんじゃないかと思うんですね。違反しているかどうかというのは。その場合に、例えば市民がそれを見て、こういう人がこういう形でもっているといったときに、どこに連絡をしたほうがいいのか、通報をしたほうがいいのか。自然保護協力員の電話番号とかあるいは警察とか、そういったのはどうなっていますか。

羽鳥環境課長　とりあえずという言葉を使うと語弊があるかもしれませんが、市の環境部局に連絡をしていただければと思っています。

岩井委員　入広瀬のほうで前、事例があったんですけど、結局、昆虫だとかカブトムシを採集する場合は、夜中とか投光器でやっているということで、そういったものをやめてくれみたいな感じで、こういう自然のあれを大事にしましょうというようなことで言ったところ、かなり脅されたという例もあって、夜中っていう場合も結構あるんですよ。そういう場合にはどういうふうに対処したらいいのか。結局、通報しないとそのまま野放しになる可能性もあるので、そういう場合はどういう形を取りますでしょうか。

羽鳥環境課長　夜中であっても連絡をいただければ、出向いていくという形になろうかと思っています。

岩井委員　その連絡先とか電話とかは、通知してもらえますでしょうか。

羽鳥環境課長　指定した段階では、そのような細かいことについても、看板設置等も付けるわけでありますから、そちらのほうに連絡先とかそういう文言についても記載をしていかなければならないと思っております。

遠藤委員長　しばらくの間休憩します。

休　　憩（10：29）

休憩中に懇談的に意見交換（情報提供）

再　　開（10：34）

遠藤委員長　休憩を解き会議を再開します。ほかに質疑はありませんか。（なし）それでは、ないようでしたら、先ほど保留にしておりました富永委員のことについて確認をしたいと思います。今、この場で休憩を取りますので、修正動議の書面等が提出できるようであればお待ちします。そうでなければ、まだ審議をしたいのでということで、継続審査の申し入れ等も可能であります。この議案について継続審査を求めるのであれば、それなりの動議を提出していただく必要があります。しばらくの間休憩といたします。

休　　憩（10：35）

休憩中に懇談的に意見交換

再開（10：52）

遠藤委員長　休憩を解き会議を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

富永委員　環境課長にもう一回お伺いしますが、私が先ほど質疑をした内容については、規則等で対応できるということでしたが、そういうことでよろしいでしょうか。

羽鳥環境課長　できるとお話ししたのは、出力の関係であります。

富永委員　それでは、これから提出されられると思われる規則の中でまた調査をさせていただきたいと思います。

遠藤委員長　その部分について、所管事務で委員会として調査をするということで、条文については、そういったことも含めてということですのでよろしいですね。ほかに質疑はありませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに、異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定しました。これから議案第 56 号について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 56 号、魚沼市自然環境保全条例の制定については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（４）議案第 62 号　財産（救助工作車Ⅱ型）の取得について

遠藤委員長　日程第 4、議案第 62 号、財産（救助工作車Ⅱ型）の取得についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

樺沢消防長　ありません。

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

森山委員　老朽化に伴って更新ということです。旧車は平成 13 年という説明がありました。平成 13 年当時の価格は幾らくらいでしたか。

樺沢消防長　おおよそ 5,000 万円から 6,000 万円と思います。

森山委員　10 年でおおよそ価格が倍になるというのは、少し、私どもとしては常識的には納得できないんですが、相当装備等が拡充されていると理解してよろしいですか。

樺沢消防長　おっしゃるとおりです。特殊機材ということで、この魚沼市の地形等々あわせて、骨組みからのフルオーダーとしています。極端に言いますと、国内に 1 台しかないという形の車であります。そして、積載します救助用資機材も高額となっており、高値に転じていると考えています。

遠藤委員長　ほかに質疑はありませんか。（なし）これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第 62 号 財産（救助工作車Ⅱ型）の取得についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 62 号、財産（救助工作車Ⅱ型）

の取得については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(7) その他

遠藤委員長 日程第5、所管事務調査につきましては委員会内部の協議となりますので、一部日程を変更して、日程第7、その他を先にし、その後、日程第5及び日程第6について協議をすることにしたいと思います。異議はありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。それでは、日程第7、その他を議題とします。資料が提出されておりますので執行部から説明を求めます。

角家総務課長 防災行政無線移動系デジタル化工事の契約締結についてであります。本事業は、先の総務委員会で概要をご説明させていただきましたが、現在のアナログ方式を、国の周波数有効利用促進化及び現設備の経年化などからデジタル方式に変更する事業です。平成26年度に基本設計、27年度に実施設計を行い、今年度、総務省の無線システム普及支援事業費等補助金事業・周波数有効利用促進事業により施工するものであります。なお、本補助事業は単年度事業による執行が要件とされております。4月に所轄庁の信越総合通信局に交付申請後、ようやく先週15日に交付決定の通知があり、この後23日に入札を行い仮契約を予定しています。契約締結が、議会議決を要する予定価格1億5,000万円以上の請負工事となりますので、去る議会運営委員会に諮り、今議会最終日での議決をお願いしているところです。事業及び入札概要につきましては、配布いたしております6月10日付け公告の一般競争入札公告のとおりです。あらかじめご承知いただきますよう、よろしく申し上げます。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員 金額はどのくらいになるのですか。

角家総務課長 先般内容をお伝えしたときにお配りしてありますが、3億円弱ということになります。

遠藤委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) なければ、本件については報告案件でありますので以上とします。執行部からその他報告事項等がありますか。

栢沢消防長 それではご報告させていただきます。既に紙面等でご承知のとおり6月17日午後7時半頃、井口新田地内、国道17号線小出警察署前交差点におきまして、魚沼市消防団第3本部隊長が、本市消防本部にポンプ操法訓練のため軽乗用車を運転中、人身事故を起こしてしまいました。残念ながらその歩行者の女性はお亡くなりになりました。心からお悔やみ申しあげます。このことにつきましては、消防団長、私、そして消防関係者一同痛恨の極みであります。今後におきましては、このことを重く受けとめ、消防団長、私ともども、職、団員を問わず、交通事故防止はもとより綱紀の肅正を徹底し、再発防止に努めさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上報告とさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

遠藤委員長 その他執行部からございますか。(なし) 委員のほうから何かございますか。

大平委員 この前、執行部に話したんですが、合併特例債を使うと言って、一般財源出したことはどうなのかということをお願いしたんですが、その前に委員長に答弁できる人を頼

むと言ったんだけど、そのときいなかったから、この次にきちんと調べてきますということで、総務課長のほうからそういう話がありましたので、そのことについてお願いいたします。

羽鳥環境課長　その内容につきましては、本会議の一般質問で答えた内容と同じです。

大平委員　一般質問で答えていません。だから総務課長に言っているから、どういうことに答えたか言ってください。

遠藤委員長　会議録の内容について精査した部分は、一般質問の回答の中で確認ができているということによろしいでしょうか。

羽鳥環境課長　はい。

大平委員　だからそれを言ってください。

遠藤委員長　しばらくの間休憩とします。

休　　憩（11：03）

再　　開（11：11）

遠藤委員長　休憩を解き会議を再開いたします。それでは、執行部の皆さんは、これで退席ということをお願いします。（執行部退席）

（５）所管事務調査について

・議会報告会の総括及び要望等事項の取り扱いについて

遠藤委員長　それでは日程第５、所管事務調査についてを議題とします。議会報告会の総括及び要望等の取り扱いについてを議題とします。配布してございます議会報告会の総括及び要望等の取り扱いについての依頼に基づき、これより検討を行います。かねてより実行委員会のほうで協議をなされ、対応等については皆さんのお手元の配布のとおりでございます。当委員会の該当につきましては、全体の２番と、総務の１１番～１６番の７件ということになっております。このうち２番のＡについて１カ所取り扱いを協議したいと思います。しばらくの間休憩とし、委員間協議をさせていただきます。

休　　憩（11：13）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（11：18）

遠藤委員長　休憩を解き会議を再開します。総務委員会に与えられました喫緊の課題としてＡランクをつけてあります指定管理制度につきましては、当委員会に関係のある条例上の施設については、市民の声も踏まえて委員会を進めていきたいと思いますし、所管事務調

査の中では、今後の文化会館の進め方について、執行部から報告をいただきながら、調査を進めるということで、委員会の皆さんの合意をいただきたいと思います。よろしいですか。（異議なし）そのように決定いたしました。

・今後の委員会活動について

遠藤委員長　今後の委員会活動についてを議題とします。毎年、この時期に一年間、総務委員会としてどういったことを取り組んでいくか、何点か絞り込みをした中で、皆さんからご協議をいただき、所管の課題に取り組んできたところでありますが、今年度も皆さんのお手元に総務委員会として取り組む所管の課題を掲載させていただきました。その中で、皆さんが所管として取り組むべきものとして何点か挙げていただけたらと、前回、お題を出させていただきましたが、それについて今のところ文化会館というのは皆さんから合意をいただきましたが、その他この中で、所管で取り上げてもらいたいような課題がありましたらお願いいたします。

富永委員　企画政策課担当の空き家対策について。

遠藤委員長　ほかにありますか。これによって説明員が決まったり、取り組み口が決まったりするので、それによってまたいろんな調査あるいは視察等も入ろうかと思います。

森山委員　広域ごみ処理場が相当問題になってくると思います。

遠藤委員長　広域ごみ処理施設ですね。それと今、自然環境保全条例も出ていましたが、これも引き続き調査ということでよろしいですか。（はい）今、4点が上がりました。

岩井委員　北部振興事務所の機能について。

遠藤委員長　北部振興事務所の機能ですね。拠点化が図られていく中で、そこがどういった力を出していくかということでよろしいですか。あまり広げすぎてもみんな調査できないので、この5点ほどを今年度は集中して所管事務調査として進めてまいりたいと思いますが、よろしいですか。（はい）執行部からもその都度、情報が出てくると思いますので、適宜、所管事務として取り扱っていききたいと思います。

（6）閉会中の所管事務等の調査について

遠藤委員長　日程第6、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長あて申し出したいと思います。異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長あて申し出を行うことに決定いたしました。ほかに委員の皆さんから協議事項等はありませんか。（なし）本日の会議録の調製については委員長に一任をいただきたいと思います。本日の総務委員会はこれで閉会といたします。

閉　　会（11：23）